

平成18年8月1日 発行

<http://www.chw.jp/>

議員は公職選挙法により、時候の挨拶状(答礼のため自筆によるものを除く)を出すことや寄付行為などは、禁止されています。ご理解をお願いします。

# はしもと 市議会だより



橋本市運動公園の高台から、プール・県立橋本体育館方面を望む

平成18年7月上旬 撮影

## 主な内容

議案審議結果……………2～4 ページ  
一般質問……………5～17 ページ  
活動日誌……………18 ページ

## 傍聴ご案内

議場は市役所3階です。また、1階市民ロビーのテレビでは本会議の様態を中継しています。

## 6月定例会

6月5日に招集され、平成18年度各会計当初予算や条例の制定・一部改正など市長提出議案39件と、議員提出議案2件・請願1件を審議し、6月28日に閉会しました。

## 会期・日程

6月5日	本会議(開会・議案の提案理由説明)	20日	総務委員会
12日	本会議(一般質問)	21日	経済建設委員会
13日	本会議(一般質問)	22日	文教厚生委員会
14日	本会議(一般質問)	28日	本会議(議案審議・閉会)
15日	本会議(議案審議)		
16日	平成18年度予算審査特別委員会		
19日	平成18年度予算審査特別委員会		

# 議案の審議結果

6月定例会での各議案の主な審議結果は下記のとおりです。

## 専決処分事項

- 平成18年度墓園事業特別会計  
暫定補正予算（第1号）…………… 承 認
- 職員の退職手当に関する条例の一部改正…………… 承 認

## 平成18年度各会計予算

- 一般会計…………… 原案可決
- 国民健康保険特別会計…………… 原案可決
- 簡易水道事業特別会計…………… 原案可決
- 国民宿舎特別会計…………… 原案可決
- 住宅新築資金等貸付事業特別会計…………… 原案可決
- 老人保健特別会計…………… 原案可決
- 公共下水道事業特別会計…………… 原案可決
- 駐車場事業特別会計…………… 原案可決
- 墓園事業特別会計…………… 原案可決
- 農業集落排水事業特別会計…………… 原案可決
- 土地地区画整理事業特別会計…………… 原案可決
- 介護保険特別会計…………… 原案可決
- 介護サービス事業特別会計…………… 原案可決
- 指定訪問看護事業特別会計…………… 原案可決
- 水道事業会計…………… 原案可決
- 病院事業会計…………… 原案可決

## 条例の制定・一部改正

- 地域振興基金条例の制定…………… 原案可決
- 国民保護対策本部及び橋本市  
緊急対応処事態対策本部条例の制定…………… 原案可決
- 国民保護協議会条例の制定…………… 原案可決
- デイサービスセンター設置及び管理条例の制定…………… 原案可決
- 職員の給与に関する条例の一部改正…………… 原案可決
- 集会所設置及び管理条例の一部改正…………… 原案可決
- 重度心身障害児（者）医療費の  
支給に関する条例の一部改正…………… 原案可決
- 教育基金条例の一部改正…………… 原案可決
- 職員の退職手当に関する条例の一部改正…………… 原案可決
- 乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正…………… 原案可決
- 病院事業の設置等に関する条例の一部改正…………… 原案可決
- 指定訪問看護事業基金条例の制定…………… 原案可決
- 職員定数条例の一部改正…………… 原案可決
- 特別職給与条例の一部改正…………… 原案可決

## その他

- 公の施設の指定管理者の指定…………… 原案可決
- 市道の認定…………… 原案可決
- 字の区域の変更…………… 原案可決
- 人権擁護委員候補者の推薦（裕重治氏）…………… 同意
- 人権擁護委員候補者の推薦（松本良治氏）…………… 同意
- 辺地総合整備計画の策定…………… 原案可決
- 農業委員会委員の推薦…………… 推薦

## 議員提案

- 中小企業金融の安定化に対する意見書…………… 原案可決
- 「人権擁護都市宣言」に関する決議…………… 原案可決

## 請願

- 共同浴場宝湯修繕に関する請願…………… 採 決

6月定例会に提出された主な議案の内容は次のとおりです。

## 予 算

一般会計と13特別会計、2企業会計の合計は530億2,666万3千円です。

☆一般会計 総額 233億2,087万9千円です。

主な歳出項目は、議会費：

3億6,554万6千円▽総務費：25億40万6千円▽民生費：62億6,774万7千円▽衛生費：30億8,225万4千円▽農林水産業費：8億9,454万8千円▽商工業費：3億8,886万2千円▽土木費：30億3,703万5千円▽消防費：9億2,857万9千円▽教育費：30億4,357万6千円▽公債費：27億8,443万8千円

主な歳入項目は、市税：67億2,

903万7千円▽地方交付税：66億9,000万円▽国庫支出金：14億5,498万7千円▽県支出金：12億3,145万1千円▽繰入金：21億2,896万円

☆特別会計 国民健康保険：

63億4,775万7千円▽簡易水道事業：7,868万2千円▽国民宿舎：1,433万5千円▽住宅新築資金等貸付事業：1億8,

619万1千円▽老人保健：65億5,890万6千円▽公共下水道事業：22億8,249万6千円▽駐車場事業：369万8千円▽墓園事業：2,868万3千円▽農業集落排水事業：1億6,942万1千円▽土地地区画整理事業：5億7,936万8千円▽介護保険：43億3,355万3千円▽介護サービス事業：4,827万4千円▽指定訪問看護事業：7,531万1千円

☆企業会計 水道事業：26億1,455万9千円▽病院事業：63億8,455万円

## 主な条例

### ☆橋本市地域振興基金条例の制定

合併市町村の自主的及び主体的な地域づくりを推進するとともに、自治体及び住民自治組織における地域活力の活性化を支援するため、平成18年度から2年間で、県の市町村合併支援特別交付金が交付されるため、基金を制定するものです。

### ☆橋本市国民保護対策本部及び橋本市

緊急対処事態対策本部条例の制定

### ☆橋本市国民保護協議会条例の制定

いずれも武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、制定するものです。

### ☆橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例の制定

合併に伴い旧高野口町で設置管理していた「高野口町デイサービスセンター」を、新市に引継いだことに伴う名称の変更、及び介護保険法の改正に基づく事業等の内容を変更するとともに、管理を指定管理者に行わせることができるよう変更するものです。

### ☆橋本市職員の給与に関する条例の一部改正

災害対策基本法及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、手当に災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当を加えるものです。

### ☆橋本市集会所設置及び管理条例の一部改正

広域ごみ処理施設の周辺整備事業の一環として、これまで整備されていなかった下中地区に集会所を設置し、運営するため一部改正するものです。



高野口町下中地区に完成した集会所

### ☆橋本市重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部改正

和歌山県が重度心身障害児（者）医療費補助制度を改正することに伴い、一部改正するものです。

4月臨時会での各議案の主な審議結果は下記のとおりです。

#### 専決処分事項

・専決処分事項の承認について（11件）……………承認

#### その他

・助役の選任（清原雅代氏）……………同意  
 ・教育委員会委員の任命（森本國昭氏）……………同意  
 ・教育委員会委員の任命（後藤光基氏）……………同意  
 ・教育委員会委員の任命（赤井正憲氏）……………同意  
 ・教育委員会委員の任命（平野好彦氏）……………同意  
 ・教育委員会委員の任命（丸井佳子氏）……………同意  
 ・監査委員の選任（山本忠男氏）……………同意  
 ・監査委員の選任（森安欣吾氏）……………同意  
 ・公平委員会委員の選任（檀山誠治氏）……………同意  
 ・公平委員会委員の選任（妙中清剛氏）……………同意  
 ・公平委員会委員の選任（浅井徹氏）……………同意  
 ・固定資産評価審査委員会委員の選任（米本曉観氏）……………同意  
 ・固定資産評価審査委員会委員の選任（井脇照之氏）……………同意  
 ・固定資産評価審査委員会委員の選任（神野昇氏）……………同意  
 ・固定資産評価審査委員会委員の選任（土生雅哉氏）……………同意  
 ・固定資産評価審査委員会委員の選任（上野茂氏）……………同意  
 ・固定資産評価審査委員会委員の選任（藤形好章氏）……………同意

#### 議員提案

・和歌山県議会議員定数条例の改正を要望する決議……………原案可決

### ☆橋本市教育基金条例の一部改正

故加藤久明氏の遺志金500万円が、橋本市に寄付されたので、その遺志を受けて教育基金条例に図書館充実基金を設置するものです。

### ☆橋本市職員の退職手当に関する条例の一部改正

国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、国に準じ一部改正するものです。☆橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正

和歌山県が乳幼児医療費補助制度を改正したことに伴い、一部改正するものです。

### ☆橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

本年6月から新設した呼吸器外科を追加するとともに、7月から入院医療費の包括評価方式を導入することに伴い、医療費の支払い方法が変わるため、一部改正するものです。



☆橋本市指定訪問看護事業基金条例の制定

平成18年度から指定訪問看護事業を特別会計に移行したことに伴い生じた余剰金を基金とし、今後本事業の推進と財政の健全な運営を図るため制定するものです。



☆橋本市職員定数条例の一部改正

監査委員事務局体制の充実を図るため、職員定数を2人から3人に増員するものです。

☆橋本市特別職給与条例の一部改正

特別職の給料について、市長20%、助役10%を、平成18年7月1日から同年9月30日までの間、減額するものです。

その他

☆公の施設の指定管理者の指定について

橋本市高野口山村体験交流促進センターの指定管理者として「ふるさと体験村管理組合」を指定するものです。

☆農業委員会委員に4氏を推薦

議会が推薦する委員として、次の4人を推薦しました。

- ・梅田 稔氏 (市協)
- ・森本 恵美氏 (胡麻生)
- ・辻本 茂氏 (隅田町河瀬)
- ・赤井 弘親氏 (高野口町上中)



各委員会の付託事件及び議決結果

委員会名	件名	議決結果	
		委員会	本会議
平成18年度予算 審査特別委員会	議案第1号 平成18年度橋本市一般会計予算についてから 議案第16号 平成18年度橋本市病院事業会計予算についてまでの、平成18年度各会計予算16件について	原案可決	原案可決
総務委員会	議案第18号 橋本市国民保護対策本部及び橋本市緊急対処事態対策本部条例の制定について	原案可決	原案可決
	議案第19号 橋本市国民保護協議会条例の制定について	原案可決	原案可決
	議案第21号 橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	原案可決
	請願第1号 共同浴場宝湯修繕に関する請願について	採 択	採 択
経済建設委員会	議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について (橋本市高野口山村体験交流促進センター)	原案可決	原案可決
	議案第26号 市道の認定について 計11路線	原案可決	原案可決
文教厚生委員会	議案第20号 橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例の制定について	原案可決	原案可決

# 25人の議員が市政について質問

## 6月定例会・一般質問

一般質問は、執行機関に対して市の一般事務の執行状況や将来の方針などをたずめます。質問順は各会派の輪番制で、6月定例会は①公明党議員団②フォーラム21③市政同志会④新生会⑤新改革クラブ⑥新政クラブ⑦親交会⑧大樹⑨光友会⑩日本共産党橋本市議員団、の順番で6月12、13、14日に行われました。主な質問と答弁の要旨は次のとおりです。

質問内容・答弁内容の詳細は、図書館・各地区公民館に配布している会議録、また橋本市議会インターネットホームページで公開しています。

### 行財政改革について

森安 欣吾 議員



新橋本

市の木下市政がスタートしたところである。合併の目的を再確認すると、

少子高齢化社会、人口減少社会において、各自自治体単独の行財政改革では社会制度の維持が困難であると判断し、今日の合併を迎えたと理解している。

そこで、以下の点について質問をする。

- ①合併における行財政改革に関する計画が、どの程度達成されているのか。
- ②早い時期に、新市行財政改革案をまとめるとあるが、その時期を明確にせよ。
- ③行政評価制度の導入について明確にされているが、行財政改革を進めるためには、バランスシートを早急に作成し市民に公表すべきである。
- ④不祥事件の再発防止と行政本来の行財政運営を図るために、内部統制組織の整備運用について

**答弁**

本市の行財政改革については、本年3月に旧橋本市と旧高野口町とが合併を迎えたこともあり、現時点での効果は明確なものとなっていないが、現在、職員給3%削減等の行財政改革を引き続き取り組んでいる。

また昨年、総務省より発表された「地

方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、橋本市行財政改革大綱、及び橋本市集中改革プランの策定に取り組んでおり、本年11月、市民に公表したい。

バランスシートについては、旧橋本市では既に、平成15年度決算分から公表しているが、平成17年度分からは、新市としてバランスシートを作成し公表したいと考えている。

今後は、行財政改革をより一層推進するため、透明性を確保し市民等への説明責任を果たしながら、法令順守のもと、市民が満足する質の高い行政サービスの提供に努めなければならないと考えている。

**他の質問** 企業誘致について▽選挙に関して▽鉛管について

### 子育て支援について 当局の考え方を問う

上久保 修 議員



質問

本市の子育て環境と保護者(女性)の社会進出をどう受け止めているのか。

- ①在宅保育を含めた実態、また、保育ニーズをどう受け止めているのか。
- ②児童福祉法第24条に、「保育に欠ける」ところがある場合、それらの児童保育の責務が市にあることが明記されて

る」同条ただし書きと併せて考えれば、児童、乳幼児の保育については、認可外保育所施設であろうと、市が何らかの支援を負うべきと考えるかどうか。

③従来、認可保育所に入所申請を行っていないければ、認可外保育所に通所する児童は待機児童と見なされていない。平成11年3月5日付け、旧厚生省児童家庭局保育課長通達に基づき、これら児童も本来待機児童数としてカウントすべきと考えるかどうか。

④認可外保育所通所児童の保護者の保育料負担の一部補助及び、認可外保育施設の運営支援を実施する自治体があるが、本市はこれらの制度を導入する考えはないのか。(先進地紹介…京都府向日市、静岡県磐田市、神奈川県相模原市)

**答弁**

在宅保育を含めた実態と保育ニーズについては、毎年4月の入園時には保育に欠ける児童全員について受け入れができ、在宅保育はないと考えている。保育ニーズについては、0歳児等の低年齢児の受入枠の拡大や延長保育、土曜日保育、一時保育の充実がある。

児童福祉法第24条の市の責任については、以前に比較的多かった0、1歳児の待機児童は、公立保育園で対応保育園を増やしている。

また、最近開設された私立保育園の開園により待機児童は概ね解消できており、今後も待機児童が生じないよう努力したい。

## 新市誕生に際し、改めて市の防災体制を問う

杉本 雅英 議員



**質問** 阪神大震災から早11年が経過した。「天災は忘れた頃にやってくる。」

次に、待機児童の考え方と認可外保育施設の児童をカウントするかについては、厚生省の定義として、保育所入所申込書が市に提出され、かつ入所要件に該当するものであって、現に保育所に入所していない児童を待機児童としている。

ただし、平成14年度からこの要件に該当するものうち、地方単独事業により保育を受けているもの、及び他に入所可能な保育所があるにも関わらず、特定の保育所を希望し保護者の私的な理由で待機しているものは、待機児童には含まない。とされている。

認可外保育施設の児童も待機児童としてカウントできるとの点については、申込書が市に提出され、入所の要件に該当して待機されているといった実態がなければ、カウントができない。

最後に、認可外保育施設並びに入所者への補助を実施している市町村についての評価と本市の考え方については、他市の状況は概ね公立・私立保育所で預かることができない待機児童に対する施策であり、本市の状況から制度化することは難しいと考えている。

**他の質問** AED（自動体外式除細動器）の導入に伴う管理、講習計画と整備計画について▽児童生徒の教育環境、特に安全性について

という過去の教訓を踏まえ、合併を機に、地震防災体制及び防火体制の進捗と現況を伺いたい。

①地震が起こった時の初動体制について、避難、誘導はどのように行うのか。避難場所はどこで、標示はどのようにしているのか。

②災害時の給水、食糧等の備蓄と配給はどうか。例えば、民間企業との連携、協力について

③市民防災意識の啓発と、自主防災組織の現況と進捗について

④公共施設の耐震診断と耐震補強の現在の進捗状況について

⑤市民防災無線と放送連絡体制の整備について

⑥現在の防火体制による初期消火の必要設備である携帯無線について、一刻も早い配備が望まれるがどうか。

**答弁** 本市は、過去の災害や、発生が危惧されている東南海・南海地震による大きな被害を最小限に抑えるため、鋭意努力している。

災害対策は、迅速に初動体制を確立することが重要となるため、橋本市地

域防災計画に基づき、災害時の初動活動強化を図っている。

また、避難誘導標識は、狹隘で急勾配な道路が見受けられるため、現在、設置していないが、職員が災害の状況をふまえ、避難者の誘導、受け入れを図る体制を確立している。

非常時の食糧や生活必需品は、計画的に備蓄し、災害時の応援協定等により物資を確保できる体制である。

また、防災意識を共有した自主防災組織の育成強化、地域の防災対応能力の向上を図っていきたい。

公共建物の耐震対策は、今後の課題の一つであると考えている。

防災行政無線は、被害の拡大を防ぐための重要な設備であり、本年度で基本設計を実施する。消防団への無線機の配備についても、本年度で計画している。

**他の質問** 公的証明書の宅配サービスについて▽高野口小学校の改築、改修工事計画の進捗について

## 公共下水道の整備状況と今後の取り組みについて

栄林 三郎 議員



**質問** ①旧橋本市及び旧高野口町の公共下水道の普及率について

②今後の面整備地区の拡大についての

スケジュールを伺う。

**答弁** 平成17年6月3日旧橋本市は汚水認可面積936.9ヘクタール、平成17年8月23日旧高野口町は汚水認可面積322ヘクタールと下水道法の事業認可区域の変更を受けている。

供用面積については、旧橋本市では、323.1ヘクタール、旧高野口町では、212.7ヘクタールである。

普及率（下水道の供用開始区域内人口を、行政人口で除した数字）は、旧橋本市では、約18%、旧高野口では、約53%となっている。新橋本市では、約25%となる。

既成市街地は許可面積を拡大し、また、面整備を進めることで普及率の増加を図る必要がある。

先行投資が必要のために、認可区域の変更及び面整備は、地元要望の強いところから、順次先行することで、普及率、水洗化率の向上が見込めると考えているが、財政計画に沿った事業の進捗を図っていく必要があると考えている。

認可区域は通常は5年程度の期間で順次認可区域の拡大をしており、通常であれば、次回の認可区域の拡大は、平成22年度頃変更を行うことになる。

しかしながら、下水道の早期整備を望まれる地域もあり、これに対応すべく現在、努力している。

**他の質問** 投票所の整理統廃合について▽旧高野口町における区割りについて



## 農業振興策について

平木 哲朗 議員



橋本市

**質問** 内では休耕田や遊休農地が年々増加傾向にあり、環境の悪化が懸念されている。農業従事者の高齢化、後継者不足、収入の不安定などが原因と考えられる。国の補助金制度もあまり効果がなく、市独自の農業振興策についても、効果的な策は見受けられない。

今後の市独自の農業振興策について、お聞きする。

①市内の休耕田、遊休農地は増加傾向にあると思うが、過去5年間、面積と増減率はどう変化しているのか。農業就業人口や農業所得はどうか。

②休耕田・遊休農地を減少させ効果的に活用するには不十分と考えられるが、どこに問題があるのか。

今後どのように取り組むのか。

③団塊の世代の退職や高齢化対策の一環として、農協、認定農業者、農業委員会などの協力を得て、農業指導に取り組む、新たな農業従事者の開拓を行い、市が地権者の間に入って休耕田遊休農地の活用を図ってはどうか。

④地域経済の活性化を図るため異業種の参入も必要と考えるが、今後取り組んでいくのか。

⑤農産物、特に柿は20%が廃棄処分し

ていると聞いている。収入を安定させるためには、収穫した農産物が販売、また加工品の原料としてすべて利用されるのが理想と思うが、どのように取り組んでいるのか。

**答弁** 農林業センサスでは、市内の耕作放棄地は平成17年約90ヘクタールで、5年前に比べると微増であるが、今後、大幅に増加することが予想され懸念している。農業就業人口は、平成17年で2,368人であり、平成12年と比較すると、90%と減少しており、農業は大変厳しい経営環境にある。

現在、遊休農地解消のため橋本市農地銀行による農用地利用集積事業を実施しており、改めて、耕作放棄地・遊休農地の現況調査を実施する。また、個人情報保護に留意しつつ農地に関する情報を積極的に発進している。

本市農業も担い手不足問題に直面しているが、民間企業等では、来年度以降、団塊の世代が多く退職するとされしており、この労働力の活用について関係機関と共に研究調査を行う。また、退職者の方々は多様な要望をお持ちであるので、遊休農地の活用も提案したいと考えている。

農業への異業種参入については、既存農業、地域環境との整合性に留意し、参入を促していきたい。

また、小冊子等を活用し柿加工品等への取り組みを推進してきたが、消費拡大・経営安定の観点から、引き続き農産物の加工事業育成にも取り組んで

いきたい。

**他の質問** 幼保二元化、学校施設の統廃合及び、子どもの一貫教育について

**合併前の期待と不安から4カ月が経過したが、木下市政のもと夢と希望をもてる「未来都市橋本市」に向け、市職員の意識を高め、いかに行政改革に取り組むのか**

平林 崇行 議員



**質問** ①木下市長が行政手腕を発揮しても職員が理解と努力を行わなければ

改革は進まない。一人ひとりの職員が市長の考えを理解するためにどうするのか。

②議会で質問があり答弁したことについて、担当課が理解できていないことが度々あるように思われる。今日、議場でどのようなことが議論されているのか、担当課はもっと理解すべきであると考えているかどうか。

③全職員が、橋本市の財政状況を理解しているのか。

地方債（借金）残高

▽一般会計274億1,241万円

▽簡易水道事業会計1,810万円

▽国民宿舎事業会計1億1,841万円

▽公共下水道事業会計145億1,190万円

▽農業集落排水事業会計10億8,507万円

計56億6,522万円

▽病院事業138億2,513万円

▽合計626億3,627万円

**答弁** 「職員の意識改革なくして行政改革なし」と言われるように行政改革を進めるうえで職員の意識改革は非常に重要となっている。私も常々、部長等幹部職員には、機会を捉えて考え方を伝えるよう努めているところであるが、今回、私が本部長となり行政改革推進本部という全庁的な組織を立ち上げ、その中で十分議論をし、組織的に全職員に対し行政改革の機運が高まるよう努力していきたい。

また、職員が過去の慣例や前例にとらわれることなく、常に改善・改革する気持ちを持って仕事に取り組み、職員の意欲と能力が最大限、市民のために発揮できるよう職員提案制度の活用や職員研修を充実させる。

議会での議論については、議会の控室や玄関ホールモニターでテレビ中継されており、職員がその様子を見ることができるようシステムになっている。また、議論された内容については、担当部長から担当課長に指示を行っている。

議場での議論が担当課に伝わっていないとの指摘については、その内容を速やかに周知徹底するよう、再度、担当部長、担当課長に指示したいと考えている。

かつてない財政危機に遭遇している現状においては、職員が常に危機意識

を持ち、業務遂行にあたっては民間の経営感覚を持って取り組むことが必要である。

## 橋本市と高野口町との合併協議会の確認事項について

福井 康雄 議員

平成16



年1年間にわたり橋本市と高野口町との合併協議が行われた。当時の両市町の三役は新市に就任されていない。

合併協議会事務局次長であった清原氏が、助役として就任されている。

協議の中で最重要課題の一つであった、新市発展のための重点施策と高野口役場の廃止に伴う跡地の利用については、協議会において激論が交わされ、最後に付帯決議が確認された。

木下市長が就任され、新しいまちづくりをスムーズに進めるためにも、十分な理解と決断をいただきたく考えている。

そこで、次の2点についてお尋ねする。  
①確認事項として、「高野口町役場跡地の利用については、地区公民館に福祉関連機能を兼ね備えた複合施設として整備する。」となっている。

(1)その複合施設の具体的な内容について

(2)地区公民館と市役所とのアクセスに

ついて

②新市発展のための重点施策として、「保健福祉センターの建設、図書館を核とした生涯学習センターの建設、産業振興センターの整備」となっているが、本件については小委員会、協議会においても厳しい審議がなされ、その結果として次の付帯決議が確認されている。

「新市の主要事業、とりわけ新市発展のための重点施策の展開に際しては、健全なる財政運営のもとに、その配置が一方の市町に偏ることなく、地域バランスを十分考慮して定め、新市の速やかな一体性の確保と均衡ある発展に努められたい。」となっているが、この付帯決議について市長のご所見をお伺いする。

**答弁** 合併協議会で協議してきた内容を踏まえ、新市になってから施設建設に係る関係課長会及び、関係部長会を開催し協議している。

協議結果については、「地区公民館は福祉機能を備え、市民の方が利用しやすい施設とする。」となっている。

具体的な内容については協議中であるが、施設の敷地面積・建築予算等を考慮し建築したい。

地区公民館から市役所本庁へのアクセスについては、住民の利便性を図るための重要課題と位置づけ、コミュニティバスの運行については、すでに関係機関及び検討委員会において協議を行っており、ご意見をいただきながら、

できるだけ早い時期に実施したい。

新市発展のための重点施策について、議員が要望し、協議会において付帯決議として確認されたことは、合併協議会の資料を拝見し、十分認識している。

また、新市まちづくり計画の事業については、新市の重要施策として、その基本となるものと認識している。

その中でも、この3つの事業については、大変大事な施策であり、これらの事業展開に際しては、財政状況を勘案した上で、また、広く市民の皆様のご意見を拝聴しながら、建設時期、場所、規模について、深く論議し方向性を決定したいと考えている。

**他の質問** 中、長期財政収支計画と行政改革について

## 小児救急医療体制のINSPI

岩田 弘彦 議員

①厚生

労働省は、責任が行政にあることをはじめ明確にし、小児救急体制の危機的状況を打開するため、「連携強化病院と連携病院」構想を県に到達し、指定や管轄（医療圏）範囲は、都道府県に委ねている。

連携強化病院は、地域小児科センターとして、2次救急を担い、連携病院は医師会と協力し休日夜間応急診療所（初期救急）を担い、24時間体制を

とることになる。橋本市市民病院を連携強化病院にする考えはないのか。

②この計画は、機能分担に伴う小児科医の集約化が前提にあることから、連携強化病院に指定されない場合、小児科医の引き揚げが心配されるが、どのように考えているのか。

③名張市立病院は、伊賀地域の病院とともに夜間救急の「輪番制」を協議し、医師会の協力を得て、応急診療所の小児科診療の強化を図るなど努力を重ねてきたが、三重大学の方針で、常勤小児科医2名が引き揚げられた。

再度、同大学へ医師派遣を要請しつつ、他の医療機関へお願いするなど、あらゆる方策を検討し、実施した結果、関西医科大学より正式に医師の派遣を得ることができ、平成20年度には、小児医療センターの実現を目指しているとのことである。

本市は、どのような具体的な努力をし、どのような小児医療体制を目指しているのか。

**答弁** 小児救急医療の充実を図るため小児科医師確保については、県・和医大や近大医学部に対して派遣をお願いしているが、両医大共に小児科医師の不足により派遣していただけない状況にある。

小児救急について当分は、現有医療資源である「病院群輪番制」「ミニ輪番制」「固定輪番制」「病院当直制」の充実に取り組みながら、引き続き県、医科大学等関係機関に対して医師の増



員について要望を強化していく。

県が小児科・産科医療に関して連携強化病院設置の方向性を打ち出した場合、本市は橋本市民病院が連携強化病院に指定されるよう全力を尽くし、万一、指定されなかった場合は、連携病院として橋本市民病院に引き続き小児科医が設置されるよう、県や県立医科大学へ働きかける。

小児救急体制の充実については、毎週木曜日に橋本市民病院で小児科医師に当直をしていただき、二次医療に対応している。また、入院が必要な救急患者が休日に安心して受診できるように、6病院で橋本保健医療圏での病院群輪番制を実施し、橋本市民病院が当番日には必ず小児科医に待機していただき、二次医療に対応できるように努めている。

一方、土・日曜日の一次医療の診療時間の拡充については伊都地方休日急患診療所と協議中である。

**他の質問** 「7年間で正職員1000人削減」を5年以内に実行を▽橋本市の優先順位について



中本 正人 議員

## 市役所の職場紹介について

**質問** 新市誕生を機に市民へ各課の業務内容の紹介をお願いしたいが、当局

はどのように考えているのか。

**答弁** 市役所の職場紹介であるが、当然合併という大きな動きの中で市民にとっては、新しい役所の、どこで、どのような手続きやサービスが受けられるのか不安であると思われる。

そこで、新市発足に先駆け、平成18年2月1日付けで、新市の全世帯に対し、新市役所がどのような体制で、どのような業務を行うのかをまとめた、「市民便利帳くらしのガイド」を配布させていただいたところである。また、転入世帯においても、同様に本庁の市民課、高野口出張所住民課で、お渡ししている。

この「市民便利帳」は、市民の方々が頻繁に利用される、生活に身近なサービス内容をお知らせするとともに、その窓口や担当課についても併せて掲載している。

また、市の機構図や各課ごとの主な仕事も若干掲載しているが、今後は市のホームページの充実を図る一方、ご来庁いただいた市民の方々には、総合案内の係員や職員で、ご不便をかけるような対応している。

なお、機構改革などにより、業務内容や部署名などが変わった場合は速やかに、「広報はしもと」やホームページでお知らせしていく。

**他の質問** 嘱託職員の選考基準と給与について▽投票所の統廃合について



花いっぱい橋本市役所本庁舎

## 国民健康保険証のカード化について



上田 良治 議員

**質問** 平成13年4月国民健康保険法施行規則が一部改正され、保険証は一人1枚のカードとして、持つことができるようになった。

現行の世帯単位の保険証が個人別のカードになれば、常時携帯でき、緊急時等に役立つのではないか。また、家族が別の医療機関で同時受診でき、遠隔地等の特別扱いが不要になる等、メリットが考えられる。

「現行の保険証を紛失した場合、全員の情報が漏れるため、対策として一人1枚のカードを発行してもらいたい」、「家族内に診療を受ける者が複数いる場合、現行の保険証では不便である」、「出張、外出、勤務時近くの病院で診療を受け、保険証を携帯してないために、後日、払い戻しを受ける場合の手続きが面倒である」等、いろいろな相談を受けている。

現行の保険証が不便であることは以前から指摘されており、個人カード化の実現が求められている。

①今日、実現に至っていない理由は、経費的な問題と考えるが、カード化にはどの程度の費用が必要なのか。

②本市において、時期更新時のカード化は実現できるのか。

③住基ネットシステムの、個別ICカード化は検討されているのか。

**答弁** 国民健康保険証のカード化については、職場型の、政府管掌健康保険・組合管掌健康保険等においては、平成15年10月から被保険者証の更新に併せ順次実施されている。現在、近隣市町村における国民健康保険証の個人カード化の実施団体は、和歌山県では御坊市外三ヶ町国民健康保険事務組合、大阪府では吹田市、奈良県では生駒市であり、各府県1団体の状況である。

本市における個人カード化への取り組みは、平成15年度に導入についての検討等を行ったが、費用等の問題があり、導入に至っていない。

カード化に伴う費用については、システム改修費用、カード発行機及び

カード代などで、約700万円程度が必要と思われる。

カード化の可能性と次期更新時の実現については、難しいと考えている。

しかしながら、今後も引き続き各市町村の国民健康保険証カード化の実施状況や費用対効果など、研究したいと考えている。

**他の質問** モラル向上のための条例制定について▽個人情報保護の推進について▽JIT（日本たばこ産業）跡地開発計画について

## 橋本市交通バリアフリー基本構想実現に向けての取り組みについて



辻本 勉 議員

**質問**

本市の玄関口であるJR・南海橋本駅のバリアフリー化については、

長年の市民の願いであり、駅周辺活性化にとっても重要な施策である。議会においても多くの先輩議員が一般質問されている。

その結果、昨年基本構想策定協議会が設置され、本年2月基本構想が策定され広く市民に公開された。今後は基本構想に基づいて、一日も早い事業推進をお願いしたい。

よって、以下の点についてお尋ねする。

①（仮称）バリアフリー推進会議は、いつ設置されるのか。

②事業計画に基づき平成22年度末までに確実に実施されるのか。

**答弁**

①交通バリアフリー法に基づき、JR・南海橋本駅周辺地区を重点整備地区とする「橋本市交通バリアフリー基本構想」を、本年2月に策定している。今後は、この基本構想に基づき公共交通事業者、道路管理者等が事業計画を策定し事業を実施する。

（仮称）バリアフリー推進会議は、こうした事業を円滑かつ確実に実現できるよう行政と事業者が連携しながら、バリアフリー化事業の進捗状況を確認する組織として基本構想において設置することとしている。

設置の時期については、設置要綱の整備と委員の人选等を行い、今年度中に設置したいと考えている。

②橋本駅から主要施設を結び、「移動円滑化基準」に基づき整備を行う特定経路のうち、国道24号については、構想策定後歩道の整備が行われている。また、橋本駅のバリアフリー化については、JR西日本、南海電鉄の担当者とは今後の進め方について協議を行っている。その結果、本年度は、事業手法、国の支援メニュー等の研究を行い、来年度に具体的な事業計画を策定し、平成22年度を目標にバリアフリー化事業を実施することを確認している。

今後この基本構想に基づき、関係事業者と連携しながら鉄道駅や道路等

のバリアフリー化事業を促進していきたい。

**他の質問** 本市のボランティア活動について▽学童保育所への支援、特に安全対策について



バリアフリー化が望まれる、JR・南海橋本駅

## 新橋本市民意識の調和を指した新たなコミュニケーションづくりについて



山田 哲弥 議員

**質問**

平成18年3月「新橋本市」が誕生後の新市発展のための重点施策につ

いては、多種多様な施策が考えられるが、まず市民意識の調和を目指して、

新たなコミュニケーションづくりが大切であると思う。

市長はどのような施策を考えておられるのか。

**答弁**

新市まちづくり計画における方針に基づき、平成18年度から平成19年度の2カ年に新市の長期総合計画を策定し、各事業を進めることとしているが、計画中の事業として市民病院循環バスの高野ルート敷設がある。

現在、関係機関及び「コミュニケーションバス検討委員会」において検討協議を行っているところであるが、運行が開始されると交通手段の持たない方の通院や、買い物等の利便性の向上はもちろんのこと、市民間交流の推進につながることを期待している。

その他、新市まちづくり計画にある自主的コミュニケーション組織の育成、市民参画システムの確立、さらに、ハード事業として、市民自治と交流を推進するための拠点としての集会所の再配置、保育環境の充実と整備さらに地域間の交流を進めるための幼保一元化、及び保育所の統廃合・適正配置などに取り組み、新市の一体感の醸成に努めたい。

また、本市で取り組んでいる「花と緑のリサイクル事業」のオープンガーデンコンテストに市内全域から応募をいただいている。今後、このように全市民共通の目標に向け参加できる事業を数多く展開し、旧橋本市、旧高野口町という考えではなく、すべての市民が「ふるさと」といえる「橋本市」と



なるよう努力している。

## 「なれあい政治とことなかれ主義」、「場当たり先送り政治」をなくすために

松浦 健次 議員



**質問** 市当局が答弁した事項について、実現されたか否か適切に検証されず、

言い放し、聞き放しとなることも少なくなかった。そのため、その場しのぎで先送りの無責任な答弁をされる場合もあった。このような弊害をなくするため、議会で答弁した事項が実現されたか否かを、1年後の議会開会前の1週間前に議会に対して報告することを提案する。

例えば、1年前の議会で「実施する」と答弁した事項について、実現できたか否か。実現できなかったとすれば、その理由は何か。合理的理由がないとすれば、その結果に対して、誰がどのような責任をとるのか、文書で議会に報告していただきたい。「善処する」「前向きに検討する」と答弁した場合も同様である。

これにより、当局と議会との間に、緊張関係の上に立った信頼関係が実現し、市政は飛躍的に充実、活性化すると考える。

この提案は12月議会では採用されな

かったが、市民の声、事柄の重大性に鑑み、再度提案する。

木下市長の政治的英断を求める。

**答弁** 市の最高議決機関である議会において、市民の代表である議員諸氏に対する答弁は、当然のことながら真摯に対応している。

また、市政の審議機関である議会と執行機関である市当局との間での議論のあり方については、一定のルールが必要であり、現在まで諸先輩方が議論を積み上げ、作り上げた結果が現在の方法である。しかし、議員ご指摘の点については、今回の合併を契機に議会における「一般質問の措置状況」という文書による整理をされているものを参考に、今議会中に議会に対し検討を申し出たいと考えている。

**他の質問** 職員の意識改革について  
▽一部事務組合が運営する母子支援施設「わかくさ」の建て替え計画の推移について▽広域ごみ焼却場の建設について▽ごみ行政について

## 3Kの現状認識と解消について

中西 峰雄 議員



**質問** バブル崩壊後の失われた15年とも言われる立ち直りの過程において、

民間では、3K（3つの過剰＝従業員数の過剰、設備の過剰、負債の過剰）の解消が進んでいる。それに比して官では、3Kの解消がほとんど進んでいないと考える。本市においても同様ではなからうか。特に合併後の職員の過剰、施設の過剰、負債の過剰についての現状認識と対応を伺う。

**答弁** 職員の過剰について、平成17年度では、退職者に対する職員採用を抑制し、1年間で病院を除き16名の職員を削減している。

しかしながら、依然、類似団体と比較して職員数は過剰となっており、新市まちづくり計画における職員削減計画を基本として、今年度中に定数削減の手法を盛り込んだ定員適正化計画を策定し、積極的、計画的な合理化等を進め、職員数の抑制に取り組んでいる。

施設の過剰については、公共施設は、市民の行政サービスに対する満足度との兼ね合いもあり、一概に過剰であるとは言えない点もあるが、行政改革を進める上では、公共施設の統廃合や民間委託、指定管理者制度の導入は必要不可欠であり、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域の特性や地域間のバランス等を考慮しながら取り組んでいる。

負債について、旧市町の状況は、公債費比率、公債費負担比率、起債制限比率ともに極端に悪い状況ではない。しかしながら、今後税収や地方交付税など歳入が落ち込むことが予想され

る中、合併特例債は活用できるが、将来の負担となる地方債の発行は極力抑制すべきであり、財政計画と連動した実施計画により計画的な事業執行と財政運営を行いたい。

**他の質問** 県が推進する広域合併（伊都郡との合併）と将来ビジョンについて▽本市を取り巻く社会環境、状況認識と財政運営、公共投資管理について▽パブリックコメントについて▽臨時職員・嘱託職員の採用について

## 全ての市民を公平に大切に市政を

谷川 稔 議員



**質問** 公平で透明な市政を構築するためには、徹底した情報公開で市民に真実を語り、市民と責任を分かち合い、共に行政を推進していく姿勢が何より大切である。

行政は常に広い視野に立つて全体の事を考え、全ての市民を公平、平等に、大切にすべきであり、それらを欠いた、しがらみ優先の行政では橋本市の発展は絶対にあり得ず、市民の信頼は得られない。

特に弱者に対する視点が大切であり、どれだけ大切にできるかによって、その自治体の行政の成熟度が測れると思う。



市民と共に行政を推進し、市民の意思を常に行政に反映させるためには、政策立案から、実行、評価の全ての過程で、市民が参画できる仕組みが必要であり、そのため、今後住民自治をどのように育て、機能させていくのか。

市長も我々も次の選挙のことを考えるのではなく、次の世代のことを考えて、新生橋本市の将来像をどのように描くのか。今、そのことが鋭く問われていると思う。

すべての市民が「自分たちは大切にされている。橋本市に住んで本当に良かった」と実感して、はじめて木下市長の提唱する「住みよい街、住みたくなる街」が現実のものになると思う。

新橋本市がすべての市民を公平、平等に大切にできるのか、そのことを常に問い続けていただきたいと思うがどうか。

**答弁** 我が国の行政は、中央集権から地方分権へと大きく変換しようとしている。

本市においても、大きな時代の転換期を迎えているという認識のもと、市民の視点に立って市民生活や地域の課題を考えていくという市民志向の行政運営に転換する必要があると考えている。

また、行政サービスをより良いものとするためには、市民ニーズを的確に把握することが不可欠である。

そのためには、できるだけ市民の皆様と直接対話し、意見交換することが

重要であり、まず、私、自らが率先して地域に向き、市民皆様方の生の声を拝聴したいと考えている。地域の実情を知っているのは、そこに暮らしている市民の皆様であり、伺ったご意見やご提案を市政に生かし、各地域の調和のある発展に努めたいと考えている。

そのためには、市民の皆様にもまず、橋本市の現状をありのまま知っていただくことが肝要であり、情報開示の徹底は当然のこととして、市の現状や、今後実施しようとしている諸施策についても、積極的な情報提供に努めていかなければならないと考えている。

こうして市が透明性を高め、説明責任を果たしたうえで、市民参加を推進し、市民本位の政策形成の仕組みを構築したいと考えている。

**他の質問** 財政について▽合併後の対応について

## 市民の想い職員の間

妙中 嘉三 議員



**質問** 本年3月合併して早3カ月が経過後、今の市民、職員の想いを仄聞して、その問題点、課題を指摘し当局の誠意ある回答を求めたい。

まず、この合併、旧高野口町民は、「こんなはずじゃなかった。」と異口同音に言われている。

当局は、合併についてバラ色、理想郷のごとく説明してきた。新設合併の名の下、住民負担は、低いところへ、サービスは高いところを基本とし、両市町間で、納得いくまで協議するものが、協議会の理念であった。

ところが、住民に直接かわる事項はほとんど詰めのないまま先送りし、新市になると旧橋本市が強引に主導権を握り、問答無用にほとんどすべてにわたり、旧橋本市のやり方を踏襲しているのが実情ではないのか。

実例をあげれば、独居老人に対する水道の基本料金半額補助は、合併協議の際、福祉施策として対応するとのことであったが、福祉関係の協議の場にならざる補助制度はなくなり、独居老人に大きな負担を強いている。遺族年金の取扱いについても、受給者がかなりの高齢にもかかわらず、市役所まで手続きに行かなければならない。

まさに、合併による、弱い者いじめではないか。

業務についても、両市町の長所を持ち寄り、サービスを向上させることが、大前提ではなかったのか。

ところが、すべて、旧橋本市方式を押し付け、問題指摘や良い方法を提案しても、聞く耳すら持とうとしないようである。しかも、市幹部がそのことを認識するどころか、むしろ圧力的に振る舞っており、とても意見のできる状況にないと聞いている。

これは事実なのか、また合併の基本

理念は間違いなく貫かれているのか。私は、橋本市の方式に重大な問題があるように思われる。市長をはじめ市幹部は、これらをどのように受け止め、対応されるのか明確に答弁いただきたい。もし、謙虚かつ真摯に対応無き場合は、重大な決意を持って市民に訴え、改善改革のための行動を起こさざるを得ませんが、いかがお考えか。

**答弁** 21世紀を迎え、地方分権がよいよ実行政の段階に入中、「地方の時代」として市町村が中心となって、内政を担って行くという点から、各自自治体の行政財政基盤の強化、効率化が不可欠であると言われている。平成の大合併は、このような状況を踏まえた上でのもので、本市も同様である。

平成16年2月、橋本市・高野口町合併協議会を設置後、2年1カ月の間、協議会・幹事会等で約1,700項目に及ぶ調整項目を慎重に議論し、合併時までに約95%の調整を終えている。先送り項目をなるべく少なくし、合併時の事務の混乱を極力抑えることが重要であるとの考えのもと行っており、この調整の方法は、合併後の行政運営上、効率的な方法を検討した結果で、旧市・町のどちらかの方法を無理やり押し付けたものではないと考えている。

しかし、新橋本市はスタートしたばかりで、他の合併した自治体と同様、多くの課題を抱えていることも事実である。現在抱えている問題点や今後新たに生じる諸問題については、議員皆

様、また市民の皆様のご意見、ご指導をいただきながら解決したいと考えている。

一日も早く人も地域も一つになって、市民が生き生きと暮らせるまちを築きたいと考えている。

**他の質問** 広域ごみ処理場建設について

## あたらしい合併を目指して、高野口―橋本合併後の財政状況を問う

清水 信弘 議員



**質問** ①今6月議会 で本予算を提案するにあたり、市幹部は「40億円足りない」、

「今は何とかできて来年度は予算を組めない」などと宣伝している。旧高野口町議会で、激論が交わされ、方向性が決まった高野口小学校改修工事が本年度着工されないのは、旧高野口町に一銭の基金積立がないためと聞いている。事実と思われる。この事実は認めるとして、予算が組めない状況はすべて、旧高野口町の責任なのか。

②辻本元高野口町長は、9億6千万円あった財政調整基金を2億4千万円増し、77億円の負債を15億円減らして62億円にしたとするビラを高野口町内に配布した。この数字は事実なのか。

③市幹部は合併前に旧高野口町が多く

の駆け込み事業を行ったためであると言っている。その駆け込み事業の具体例を挙げられたい。

③市幹部による「合併前に旧高野口町は大きな事業を進め、合併できなかつたら町単独では実施できない、削って当然」との発言もある。さすれば、合併しなくても実施できる事業ばかりだったのか。それは、合併を橋本市から依頼してきたにしては、おかしな理論になるのではないか。

④百歩譲って市幹部の言われるように予算不足の原因がすべて旧高野口町にあったとしても、その責任が高野口にあるというのは、旧町民を愚弄した言い方になる。責任は奈辺にありや。旧町三役にありということではないのか。それを認めてきた議会にありということなのか。

⑤市幹部及び議員も、「橋本市議会は高野口のようなことはないですから」とよく言葉にされる。私個人的にはこの合併にける期待はそれしかなかつた。橋本市側のいう高野口のようなこととはどのように理解されているのか。

⑥来年度予算を組むためには、今から抜本的な改革が望まれる。それを伺いたい。

⑦国はもろろん県知事も盛んに次期合併を口にされている。この合併を踏まえ、橋本市として第2次合併に進もうと思われるのか。

**答弁** 平成18年度予算について、歳入面では、地方交付税の落ち込み、税

収も伸びておらず、歳出面では、広域ごみ処理施設建設負担金や地元条件周辺整備事業、市民病院への繰出金などの経費が増大するとともに、新橋本市の均衡ある発展のため、行政全般にわたり多額の経費が必要となっている。

2番目については、旧高野口町という一つの独立した地方公共団体での問題であり、答弁は控えさせていただきます。

3番目から6番目の旧高野口町における駆け込み事業云々という市幹部の発言を前提としてのご質問については、前提となる発言自体を確認していないので、答弁は慎みたいと考えている。

7番目については、現在行財政改革大綱の策定に向けて、各方面を代表する方々で構成する橋本市行政改革推進懇話会からご意見をいただいている。また、市内部においても、行政改革推進本部を中心として、集中改革プランを策定し、公表を行うために協議を重ねているところである。

8番目について、新市のまちづくりがスタートしたばかりであり、現時点で新たな合併については、全く白紙の状況である。しかしながら、今後、これまで以上に市長村の果たす役割が重要となる中、その時代の要請を十分見極めていく必要があると考えている。

## 新市発足後3カ月で心配になった事項について

橋川 龍雄 議員



**質問** 合併を前提に、当局、議会、市民から代表を選んで、法的な合併協議

会を設立し、約1年間にわたって協議をすませ、両市町議会の議決を得て今日に至っている。

にもかかわらず、今年2月の新市の3月定例会に提案する暫定予算と議案の説明会において、数名の旧橋本市議員より高野口町に関連する次の事項についての質問があった。

①高野口町の集会所建設について  
②高野口町が加入していた、退職手当組合からの脱退について  
③広域ごみ焼却場周辺整備事業について

④歳入の未済額処理についての、一時借入行為を行ったことについて

以上については、町当局、議会で協議し確認済みの事項であり、旧橋本市議会において確認されていると思っていた。

については、合併関連事項について、旧橋本市当局は常に議員に対し十分な説明、理解を得られるよう努力されたのか。

**答弁** 合併協議会では、基本的には、「合併の方式」、「合併の期日」、「新市



の名称、「合併の時期」の基本4項目や、市民の皆様に関わりのある重要項目と思われる事項について、ご審議いただいているが、事務的な調整内容等については、審議されていない。

したがって、議員各位に合併に関する事項について、すべてご理解いただくことは、困難な状況と考えられる。それだけに、旧橋本市においては、議員各位への説明が不十分であったことと反省すると共に、お詫びを申し上げます。

合併には多くの障害がつきものであるが、本市の場合も幾多の障害を乗り越え、本年3月1日、新しいまちが誕生している。合併に至るまでには、本当に苦しいことが多々あったと認識している。しかし今、合併し私が常々申し上げている、「このまちに住んでよかった」「このまちにすんでみたい」と誰もが思えるすばらしいまちを築き上げ、そして自信をもって子孫に伝えていくことが私の大きな責務であると考えている。

**他の質問** 城山台にある下水処理場の受け入れについて

## 災害発生時の自助・共助能力を上げるために

田中 滋晃 議員



**質問** 災害(火災、天災、人災)の予防、発生時の被害を最小限に食い止めるため、消防団の組織と能力を活用するとともに、その能力向上のための助力すべきである。

①市長の公約であり合併協議の確認事項である「防災行政無線」の設置時期をどう考えているのか。

②火災発生時における消防団の出動基準について

③火災発生時における消防団への出動要請連絡方法について

④5月30日発表の東南海・南海地震同時発生時の和歌山県被害想定を受けて、本市の感想、考え方について

⑤自主防災会への訓練指導について

⑥国民保護計画における、有事の消防職員の責務と備えについて

**答弁** 大規模災害の発生時、市民に防災情報を緊急かつ一斉に伝達する設備として、橋本市防災行政無線の整備や、迅速な対応が十分図れる対策が急務である。

平成18年度において、経済的かつ効果率的で、先進的な総合防災情報システム整備の構築を進めるための基本設計を実施し、早い時期に整備したい。災



橋本市消防庁舎

害発生時の被害の拡大を防ぐためには地域住民が主役となり、いざという時に行動できる防災力を身につけていただくことが最も重要と考え、自主防災会への補助制度を創設し、自主防災会への支援を進めている。

消防団の火災発生時の出動基準や出動要請の方法については、当分の間、従来どおりとする。消防団の災害出動に際し、平成18年度において、消防団の無線整備を行い、災害時の連絡体制の強化に務める。自主防災会の訓練指導については、消防団員の力添えを得ながら、防災関係職員等が住民の訓練指導に尽力している。

また、橋本市国民保護計画に基づく武力攻撃等の災害時における消防が行う活動については、消火、救急及び救助活動を行うとともに、避難誘導等市民の安全確保に努めたい。

## 巡回コミュニティバス運行について

霜竹 俊憲 議員



**質問** 合併に伴って役場が廃止され、車社会から疎遠の老人、山間地等、市民

の不平、不満を解消するためには、巡回バスの運行は時代の流れと言えるのではないか。

橋本市も早急に、巡回バスを運行すべきではないか。

①運行開始時期について

②運行の回数、時間帯、コースについて

③停留場所(旧高野口町何カ所、旧橋本市何カ所)について

④料金(老人、一般、子ども)について

⑤高野口町有バスの活用方法について

**答弁** 巡回バスの運行については、平成18年2月1日より、橋本市民病院循環バスを東ルート・西ルートについて実施している。今後の巡回コミュニティバスの運行計画については、現行のコースに加え、高野口コースの実施を協議しているところである。実施時期については、できるだけ早い時期に運行できるよう関係機関と協議を進めている。

次に、運行の回数については、コースの設定により運行時間の問題もある



が、左回り・右回り計4回を考えている。また、停留場所については、地元及び警察協議により確定するので、現在のところ未定である。

料金については、現在運行の大人200円、中学生以下100円と考えている。

旧高野口町のバスは、現在休止しているが、今後、基本的に近距離の場合は、旧橋本市のマイクロバス、遠距離の場合は、旧高野口のバスを運行するよう試行期間を設け進めていきたい。また、運用面では、法に抵触しない範囲の活用を考えている。

**他の質問** 補助金交付に関する各種団体の合併について▽ホテル建設（誘致）について▽市の冠大会について

## 行財政改革について



上垣内 裕一 議員

**質問** 行財政

改革は痛みを伴うと考えられ、当局、議会、職員が丸となった努力するのはもちろんのこと、市長自身、身分保障を考えず、市民に嫌われても心を鬼にして、行財政改革を断行すべきと思うが、決意を問う。

合併で合意確認された、計画を実行し、平成19年度以降の予算編成において行財政改革を断行する必要があると思うが、進捗状況を問う。

19年度退職者数及び退職手当総額とその財源について問う。

**答弁** 現在、本市のおかれた状況の下では、行財政改革の断行は当然のことであり、自分の保身をはかるつもりはない。また、職員の意識改革が大事であり、一人ひとりが市長代行となれるよう、研修などを徹底して実施したいと考えている。

現在、本市の行財政改革の進捗状況については、行政改革推進懇話会からご意見をいただきながら、行政改革推進本部を中心として、橋本市行財政改革大綱及び橋本市集中改革プランの策定・公表に向けて取り組んでいる。

しかし、本市の財政状況は非常に厳しく、平成17年度末で約25億2,300万円あった新市の財政調整基金、減債基金、地域開発整備基金の残高が、平成18年度の予算編成にあたって、約20億8,250万円を取り崩さざるを得なくなっている。

退職金については、平成19年度の定年退職者数13名に対し約3億円程度となっているが、今後、団塊の世代の定年退職者の退職金に対して財源確保をする必要があり、平成18年度から10年間に限り、退職手当の活用も視野に入りたいと考えている。

本市は、現在非常に厳しい財政状況ではあるが、今後も「持続可能な自治の営み」を確実なものにしていくため、市民と協働のもとに、市長をリーダーとして、新しい視点にたった不断の行

財政改革に取り組んでいく必要があると考えている。

## 職員の指導、教育について



金山 高弘 議員

**質問** 市長、助役、部長、課長の重要な仕事のひとつとして、部下の管理、監督

があるのではないか。組織としての統治（ガバナンス）が不十分なため、いろんな難問がふりかかり、行政の遂行に支障が生じ、市民の皆様に対して十二分に答えられず、奉仕者としての役目を果たすことができない。

ふさわしい人材を育てることが、市のトップ、管理職の役割ではないのか。

①市長、助役は管理職である部長、課長に対し、どのような指導、教育を行っているのか。

②部長、課長は一般職員に対し、どのような指導、教育を行っているのか。

**答弁** 部長連絡調整会議を通じ、常日頃から職員の意識改革の必要性について訴えている。

「このまちに住んでよかった」「このまちに住んでみたい」「まちも元気・人も元気」な、まちづくりを基本に市民の生の声を拝聴し、一緒にまちづくりをすすめると言明しているが、財政状況が厳しくなればなるほど職員自らが体でサービスを提供していかなければならない。

このためには職員一人ひとりの意識改革が必要である。職員が市や区の行事やボランティア活動に積極的に参加し、直接市民に接して市民の声を聞き、市政に反映していくことが市民に信頼されるまちづくりには必要である。また、所属職員の意識改革を図る上で、管理職の管理能力向上も大切であり、管理能力向上に必要な研修の機会を多く持つよう指示している。

部長、課長の所属職員に対する指導・教育については、部長連絡調整会議等において直接指示・指導した事項が、各部長より所属長を通じ職員に伝達される。また、直接部長、課長による会議や研修を開催して、業務の計画・遂行や接遇に関する教育・指導にあたるケースもある。

いずれにしても管理職には職場におけるコミュニケーションの促進だけでなく、職場の状況を把握し、適切な職場管理を実施するための管理能力の向上が求められるので、研修以外にも、職場管理や人事管理等を通じたトータル的な人材育成に取り組み、職員の意識改革を図っていきたい。

**他の質問** ▽公共工事の入札制度の改正について▽高野口町で運行していたバスについて（運行の再開）

## 新市のまちづくり計画について

井上 勝彦 議員



高野口町合併協議会が、平成16年2月に「新市まちづくり計画書」を発行されたが、その冊子に新市発展のための重点施策として、次の3項目が記載されている。

- ①保健福祉センターの建設
- ②図書館を核とした生涯学習施設の建設
- ③(仮称)産業振興センターの整備

以上の3項目は、福祉・教育・産業の振興施策として、市民ニーズに対応した非常に大事な施策であると考えている。

市長は、この3項目について、どのように具体化し、実現されるのか。

**答弁** 本年3月、両市町の懸案であった合併が実施され、新「橋本市」が誕生した。

また、4月には、7万市民の市政を預かる市長として選任をいただき、重責に身の引き締まる思いで日々の政務に務めているところである。

私の施政方針については、先の議会でもその一端を述べさせていただいたところであるが、議員のご指摘のとおり、新市まちづくり計画の事業については、新市の重要施策として、その基

本となるものと認識している。

その中でも保健福祉センターの建設、図書館を核とした生涯学習施設の建設、(仮称)産業振興センターの整備については、大変大事な施策である。

今後の事業展開に際しては、財政状況を勘案し、広く市民の皆様の意見を伺いながら時期、場所、規模について、深く議論をしつつ、方向を決定し、新市の活性化と住民サービスの向上に努めたいと考えている。

新「橋本市」が発足して3カ月であり、生まれたての幼な子である。議員をはじめとして、皆様方のご意見を十分伺いながら、新市の将来像「時間ゆたかに流れくらし潤う創造都市」の実現のため、努力していきたい。

**他の質問** ▽流域下水道の負担金について

## 隅田地区公民館に自動交付機の設置を

富岡 清彦 議員



日、新橋本市がスタートし、市民は合併による期待の声がある

一方、合併後、ごみ袋代、し尿くみ取り料金、事業系ごみ回収料金など、多くの公共料金が引き上げられたことに対し、強い不満の声が出ている。「合併をしても何も良いことはない」、

併は間違っていた「これが市民の実感ではないでしょうか。

そこで、行政サービスを向上させる方策として、隅田地区公民館への自動交付機設置を提案する。

**答弁** 証明書自動交付機は平成9年度及び平成10年度国の補助金を受け本庁ロビー及び紀見北地区公民館へ設置し、365日利用でき市民の方々の好評を得ている。

また、平成17年度で自動交付機が老朽化したこと、及び合併に伴い合併推進債や地方自治情報センターの助成金を活用して、自動交付機をリニューアルし、本庁、高野口出張所、紀見北地区公民館、城山台センター街へ設置している。

高野口出張所については、合併協議に基づき、旧橋本市と旧高野口町でのサービスの格差を生じないよう、また城山台センター街については、地域の高齢化に伴う高齢者福祉の一環及び利便性の向上のためと、紀見北地区の交付件数等を勘案した結果、合併に併せて設置している。

当初平成9年に自動交付機を導入するにあたり設置場所については、中学校区で検討するとなっている。前述の4カ所については、いずれも中学校区単位となっており、隅田地区公民館を含む他の中学校区についても、今後、市民の利用状況、及び財政状況等を勘案しながら、将来において判断したいと考えている。

## 他の質問

コミュニティバスを充実し、住みよい橋本市に▽広域ごみ処理施設について▽御幸辻駅周辺整備を行う、安全で利用しやすい駅に



自動交付機設置が提案されている、隅田地区公民館

## 菜の花でまちおこしを

阪本 久代 議員



「住んで良かったと思えるまちづくり、このまちに住んでみた

い、まちも元気、人も元気なまちづくりを基本に、市民と一緒にまちづくりを進める」と、4月臨時議会で表明されている。

菜の花でまちおこしをすることを提

案する。

それは、「菜の花プロジェクト」といい、「地域自立の資源循環」である。休耕地に菜の花を植え、黄色い花を咲かせば、大地一面が「黄色のじゅうたん」となり、観光資源となる。収穫したナタネは搾油してナタネ油にし、家庭での料理や学校給食に使用して、カスは肥料や飼料として使用する。廃食油は回収して軽油代替燃料（BDF）にリサイクルし、地域で活用する。橋本市の花いっぱい運動、ゴミのリサイクルにも関連する。

橋本市には、休耕地があり、今後団塊の世代が定年退職を迎え、ボランティア協力者の増加することが、予想されるので、この条件を生かして、新しいまちづくりの一つとして取り組んではどうか。

**答弁** 本市は平成17年度より、全国的にも珍しい市独自の取り組みである「花と緑のリサイクル事業」を展開している中で、さらにこの事業を推進したい。

この事業は、生ごみの減量を目的としており、家庭から出る生ごみから堆肥をつくり花や野菜の土として利用し、循環型社会の実現を目指すものである。

特に、耕作地のある家庭が耕作地のない家庭の生ごみを引き受け、堆肥として活用する生ゴミ堆肥化事業では、橋本市衛生自治会が啓発推進活動の中心を担っており、区長さん方のごみ減量に対する熱意と地道な努力により、



現在58グループ、736世帯がこの事業に参加いただいている。

議員ご提案の「菜の花プロジェクト」については、菜種油の製造や、廃食油を回収し軽油代替燃料への加工を行うとなれば、費用対効果の面で実施は困難と思われる。

まちを菜の花でいっぱいにするということは、本市が取り組んでいる、「花と緑のリサイクル事業」の趣旨と共通する部分もあるので、今後の研究課題としたい。

**他の質問** 旧高野口町で、実施していた住民にとって良い施策を橋本市全域に広げよう▽城山台の市道改修について

## 意見書を可決、関係機関に送付しました

### 中小企業金融の安定化に対する意見書

バブル崩壊後、日本経済は、押し寄せる不況の波にその出口を見出せないまま、耐え忍びを余儀なくされてきたが、近年、ようやく景気回復傾向であるとの兆しを示しているような報道も伺える。しかし、地方等における中小企業をとりまく情勢は、景気動向も含め、改善傾向にはほど遠く、また、雇用情勢においても依然として非常に厳しい状況にある。

国においては平成17年4月1日からのペイオフの完全実施や不良債権処理の進展等により、中小企業をめぐる金融経済情勢など、依然として厳しい状況であることから、地域経済の安定的、活性化を図るため、地域と中小企業への円滑な資金供給に努力する金融機関を正当に評価する制度の創設など、なお一層の中小企業に対する資金供給の円滑化・安定化を図っていくことが強く求められているところである。

よって、国においては、このような厳しい経営環境にある、中小企業の実情を十分踏まえた上で、地域金融機関に対し公共性に立ち反らせ、官僚主導型の経営から利用者参加型への移行による対等の立場での相互支援を維持徹底させることで、中小企業に対する多面的な金融の円滑化を図り、よって地域経済の活性化に繋がるよう、万全の措置を講じていただきたく強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月28日  
橋本市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣  
経済産業大臣、金融経済財政政策担当大臣、  
金融庁長官

## 「人権擁護都市宣言」に関する決議を可決

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。この世界人権宣言及び日本国憲法の理念のもと、明るく住みよいまちづくりは、市民すべての願いである。

しかしながら、私たちの社会には、社会的身分、門地、人種、信条又は性別等による人権侵害が依然として存在しており、自由で平等な社会建設を阻害する要因となっている。

こういう情勢を克服することにより、お互いの人権が尊重され、一人ひとりが生きがいをもって暮らせる橋本市を築いていかなければならない。

私たちは、新しいまち「橋本市」の誕生を契機に、あらためて人間の尊厳を自覚し、平等な人間社会の確立をめざして、たゆまない努力を行うことを確認し、ここに橋本市を「人権擁護都市」とすることを宣言する。

以上、決議する。

平成18年6月28日  
橋本市議会



# 議会活動日誌

ぎかいかつどうにっし

(4月1日～6月30日)



## ☆本会議

4. 21	4月臨時会	6. 12	議会運営委員会
6. 5	6月定例会 開会	13	議会運営委員会
14	議案審議	14	議会運営委員会
24	委員長報告 閉会	15	平成 18 年度
12	一般質問		予算審査特別委員会
13	一般質問	16	平成 18 年度
14	一般質問		予算審査特別委員会
15	議案審議	19	平成 18 年度
28	委員長報告 閉会		予算審査特別委員会

## ☆委員会等

4. 7	議会運営委員会 市議会だより 編集委員会	20	総務委員会
14	議会運営委員会 会派代表者会	21	経済建設委員会
17	文教厚生委員会 (文教施設見学)	22	文教厚生委員会
18	文教厚生委員会 (文教施設見学)	28	議会運営委員会
19	文教厚生委員会 (文教施設見学)		企業誘致対策調査 特別委員会
21	議会運営委員会		全員協議会
25	文教厚生委員会 (文教施設見学)		
5. 22	経済建設委員会 (国道 371 号バイパス現地視察)		
29	議会運営委員会		

## ☆議長会関係

4. 13	第 71 回近畿市議会議長会 定期総会 (柏原市)
5. 11	全国自治体病院 経営都市議会協議会 第 34 回定期総会 (東京)
24	全国市議会議長会 第 82 回定期総会 (東京)
30	和歌山県市議会議長会 総会 (新宮市)
6. 2	近畿市議会議長会 第 1 回監事会 (大阪市)

## 次の定例会は 9 月 4 日に開会

9. 4	本会議 (提案理由説明)
11	本会議 (一般質問)
12	本会議 (一般質問)
13	本会議 (一般質問)
14	本会議 (議案審議)
15	総務委員会 企業誘致対策調査特別委員会
19	経済建設委員会
20	文教厚生委員会
29	本会議 (委員長報告)

※本会議、委員会ともに、午前 9 時 30 分から始まります。  
※企業誘致委員会は、午後 1 時 30 分から



## 編集後記

このたびの、橋本市と高野口町の合併は、主に行財政改革や合理化に主眼を置いて推進されてきたが、本来は、『すべての市民が大切にされ、安心して暮らせる新橋本市を作るために合併する。』というのが、目的でなければならぬと思います。

行財政改革や余剰人員をかかえての組織の合理化も非常に重要だと思いますが、何よりも市民の生活を守るということを最優先させ、すべての施策は、市民、納税者の視点に立って、その信頼を確保しなければなりません。

行政の公正、透明性の向上を図り、行政を広く市民の監視下に置くことが重要な課題であります。

そのためには、政策形成過程への市民の広範な参加を可能にし、新市の将来あるべき姿、目指すべき方向について、市民の意思を十分反映したビジョンを確立すべきであります。

新橋本市が本当にすべての市民を大切に、幸せにできるのか、そのことを常に問い続けて市政に取り組みたいと思います。

市民の皆様におかれましては、今後とも議会に対する、ご指導ご提言をよろしくお願い申し上げます。

市議会だより編集委員会

副委員長 谷川 稔